料金公告中、１．⑶⑩ニ、を次のとおり改める。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。ただし、東海環状自動車道の東員インターチェンジから四日市北ジャンクションまでの間が供用した場合は、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから四日市ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから菰野インターチェンジまでの間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

集中工事等に伴う料金調整「東名高速道路の集中工事に伴う料金調整の実施」

１．料金の調整を行う自動車

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを流出、流入又は通過する全自動車。

但し、中央自動車道富士吉田線のうち均一制が適用されている区間のみを通行する自動車、第一東海自動車道の東京インターチェンジから三ヶ日インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから浜松いなさインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び清水いはらインターチェンジ並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び海老名インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの間の各インターチェンジを流出又は流入する自動車を除く。

２．料金調整額等

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、第一東海自動車道の東京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額から中央自動車道富士吉田線のうち均一制が適用されている区間の料金の額を減じた額を上限とする。

３．実施期間

平成27年11月16日から平成27年11月28日まで。

４．その他

各種割引については、上記料金調整を実施した料金の額に対して適用する。

企画割引「ドラ旅パック　2015下半期」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着伊豆プラン

⑶①に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める周遊エリアを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、予め中日本高速道路株式会社と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。⑷②イに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

②　東京発着舘山寺・浜名湖プラン

⑶①に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ロに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

③　東京発着富士・河口湖プラン

⑶①に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ハに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

④　東京発着南信州プラン

⑶①に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ニに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑤　名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン

⑶②に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ホに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑥　名古屋発着飛騨高山・白川郷プラン

⑶②に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヘに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ヘに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑦　名古屋発着富山・金沢・飛騨高山プラン

⑶②に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②トに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②トに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②トに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑧　名古屋発着舘山寺・浜名湖プラン

⑶②に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②チに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②チに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑨　名古屋発着伊豆・静岡プラン

⑶②に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②リに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②リに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②リに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）

⑩　名古屋発着信州・下呂ワイドプラン

⑶①に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ヌに定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。（⑷②ヌに定める周遊エリアを通行しない軽自動車等及び普通車を含む。）